

公共事業の再評価に係る対応方針

平成15年度長野県公共事業評価監視委員会の意見書を踏まえ、次のとおり対応方針を決定する。

- 1 再評価対象箇所53箇所は、中止14箇所以外について、県の見直しに基づき事業を行う。

(内訳表)

部局	事業区分	見直して 継続	計画変更	一時休止	中止	計	備考
農政部	土地改良事業		1			1	
林務部	林道開設事業	6	8	1	1	16	
土木部	都市公園事業	1			1	2	
	街路事業				1	1	
	流域下水道事業	2				2	
	道路事業	2	7			9	
	河川事業	6	4	1	3	14	
	ダム事業				8	8	
	計	11	11	1	13	36	
合計		17	20	2	14	53	

(注) 各箇所の見直しの内容は、別紙のとおり

長野県の再評価の判定基準

- 見直して継続：コスト縮減を図りつつも、現在の計画に基づき工事を継続する。
 計画変更：事業規模・実施方法を大幅に見直し、それによって一部工区を休止・中止して、必要と認められる工事を継続する。
 一時休止：事業の必要性は認められるが、当面早期の完成を図らず、財源状況の好転等状況の変化があるまで工事を休止する。
 中止：事業の必要性が無くなっているか、著しく低下している場合、または長期間休止している工事を中止する。

(再評価対象箇所の縮減状況)

単位：億円

部局	事業区分	事業費見直し					備考
		総事業費	残事業費	縮減額	縮減率(残)	縮減率(総)	
農政部	土地改良事業	16.3	2.0	0.3	12.5%	1.5%	1箇所
林務部	林道開設事業	585.5	211.5	89.1	42.2%	15.2%	16箇所
土木部	都市公園事業	159.3	9.7	8.2	84.5%	5.1%	2箇所
	街路事業	18.0	12.8	12.8	100.0%	71.0%	1箇所
	流域下水道事業	1,880.0	519.6	6.5	1.3%	0.3%	2箇所
	道路事業	917.1	204.4	36.3	17.8%	4.0%	9箇所
	河川事業	1,758.5	591.6	169.3	28.6%	9.6%	14箇所
	計	4,732.9	1,258.3	233.1	18.5%	4.9%	28箇所
合計		5,334.6	1,471.8	322.5	21.9%	6.0%	45箇所

土木部	ダム事業	1,592.0	1,258.3				8箇所
-----	------	---------	---------	--	--	--	-----

2 ダム事業 8 箇所への共通する事項

- (1) 過去の災害、氾濫記録を整理し、地域住民への説明責任を果たすとともに、今後進める総合治水事業の優先順位に反映することに努める。
- (2) 過去の災害履歴や災害危険地域に関する情報を提供することにより、民間等の開発行為の抑制となるよう活用に努める。
- (3) ダムに替わる治水、利水対策を住民参加のもとで早急に具体化できるよう努める。
- (4) 流域対策にあたっては、歴史ある既存のため池、棚田等の農業施設を地域と協働して維持管理し、その活用に努める。
- (5) 浅川等のダムによらない河川整備にあたっては、下記事項に配慮して進めることに努める。

水田が個人所有であり、今後の土地利用形態の変化も予想されることから、河川整備計画のなかで、流域対策として水田の流出抑制効果が位置付けられないとしても、森林、水田の保水力は従来から認知されているため、水田や森林機能の活用が図られるよう対策を行なう。

3 土地改良事業、林道事業、都市計画事業、道路事業、河川事業 4 5 箇所への共通事項

- (1) 宅地造成など開発計画にあたっては、既存の道路等の状況を勘案のうえ、過大な公共事業の投資とならないように、調整や指導、場合によっては規制などを行なうことに努める。
- (2) 過去の災害、氾濫記録を整理し、今後の事業を進める優先順位等に反映し、地域住民への説明責任に努める。また、災害危険区域に関する情報や過去の災害履歴を情報提供することにより民間等の開発行為の抑制に努める。
- (3) 公共事業の整備にあたりその効果、進捗状況の情報提供に努める。
- (4) 諏訪湖の浄化対策事業は、多部局にまたがるプロジェクトチームをつくり、県民にわかりやすい長野モデルとして総合的に進めることに努める。

- (5) 河川改修事業を進めるに当たっては、河川内の立木の管理等、河川の整備とともに維持管理にも十分留意することに努める。
- (6) 林道事業を進めるにあたり、森林整備の促進を第一の目的とし、その上で、地域振興、観光等に配慮することに努める。
- (7) 下水道事業の全体計画の見直しにあたっては、人口動態及び工場排水の実態に配慮し予測することに努める。

4 公共事業再評価の図書館での開示

公共事業の再評価に当たっての資料及び評価監視委員会議事録等は、永続的に県民に容易で広く活用されるよう、又公共事業に対する情報を共有するため、関係資料を整備し、図書館での開示に努める。

5 個別事業で特に配慮する事項

(1) 林道事業 長谷高遠線

森林整備に役立つ林道事業のモデルとして各林業家との対話、連携を図り森林整備を進めるよう努める。

(2) 都市公園事業 烏川溪谷緑地

平成 1 4 年度当委員会提言、「公共事業のあり方について(2)」に基づき“行政と住民との協働”による森づくりとして、ボランティア、NPO、子供達等を含めて明るい森に育てるように努める。

(3) 下水道事業 流域下水道千曲川(下流)

平成 1 5 年度に進めている全体計画の見直しを、平成 1 6 年度に長野県評価監視委員会に諮る。

(4) 河川事業 広域基幹(旧中小) (一) 浅川

新たな県案(計画変更)を作成し、長野県評価監視委員会に諮る。

(5) 河川事業 広域基幹(旧中小) (一) 奈良井川

新たな県案(計画変更)を作成し、長野県評価監視委員会に諮る。